



合併協議会だより

発行・編集／相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会、相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

第6回相模原市・藤野町合併協議会を開催

平成17年12月4日(日)午後2時から、相模原市消防指令センター4階講堂において、第6回相模原市・藤野町合併協議会が開催されました。協議会では、小川会長が療養中であることから、会長職務代理者である副会長の鈴木藤野町長が議長を務め、「合併の期日」、「議会議員の定数及び任期の取扱い」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について協議が行われました。議事等の内容については、次のとおりです。

協議事項

協議第6号(その2) 合併の期日について

原案のとおり決定

合併の期日は、平成19年3月11日とする。

協議第33号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

原案のとおり決定

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第8条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、編入される藤野町に設けられる選挙区の議会議員の定数は、1人とする。(議会議員の定数及び任期の取扱いがどのようになるかは、右下の図をご覧ください。)

協議第34号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

原案のとおり決定

- 藤野町の農業委員会は、相模原市に設置される津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会に統合する。
- 藤野町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定を適用し、相模原市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
- 市町村の合併の特例等に関する

法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、次のとおりとする。

区域	委員数
相模原市を区域とする農業委員会	20人
津久井町、相模湖町及び藤野町を区域とする農業委員会	16人

(農業委員会委員の定数及び任期の取扱いがどのようになるかは、右下の図をご覧ください。)

報告事項

報告第12号 各種事務事業の取扱いについて(Ｃランク)その4

第1回合併協議会で決定された「事務事業一元化の基本方針」をもとに、専門部会(議会部会、農業委員会部会)及び幹事会で協議(報告)された35項目の各種事務事業の取扱いについて報告し、承認されました。

その他

(1) 今後の協議会開催日程(案)について

第7回相模原市・藤野町合併協議会は、1月17日(火)午後3時から、相模原市消防指令センター4階講堂において開催することが決まりました。(詳しくは、2面の会議開催のお知らせをご覧ください。)

(2) 合併市町村基本計画(素案)に対する意見募集の状況について
住民の意見を基本計画に反映するため、11月1日から11月30日まで、素案に対する意見募集を行い、23人の市民、町民の方々から68件の意見が提出され、第7回合併協議会で基本計画の最終的な協議を



行方際、意見の概要を報告することとされました。

(3) 「合併したらどうなるの? わたしたちのまちと生活-身近なサービスと負担-」について

合併した場合の身近なサービスと負担がどのようになるのかなどを説明するため作成する冊子で、今後の説明会などにおいて活用を図っていく旨の報告がありました。

(4) 相模原市及び藤野町における説明会等の実施について

本協議会で協議してきた内容をもとに、合併した場合の地域の将来像などの説明を行い、住民の方々から意見を伺うため、相模原市では12月6日から12月23日まで、市内23公民館で、また、藤野町では、12月22日及び23日に町内7会場で説明会を開催する旨の報告がありました。併せて、相模原市では12月12日から1月5日まで、パブリックコメントを実施し、これらの結果は、第7回合併協議会に報告することになっています。

アドバイザーからの一言

吉田アドバイザー

本日の協議内容に関連して3つ

議会議員	H18.3.20 相模原市、津久井町及び相模湖町の合併日		H19.3.11 相模原市と藤野町の合併日		H19.4.29		H23.4.29	
	現在の定数	相模原市と藤野町の合併時から合併前の定数	相模原市と藤野町の合併時から相模原市の議会議員の任期満了までの定数	合併後最初の一般選挙時の定数(任期=H19.4.30~H23.4.29)	現在の定数	合併後最初の一般選挙時の定数(任期=H19.4.30~H23.4.29)	現在の定数	合併後最初の一般選挙時の定数(任期=H19.4.30~H23.4.29)
相模原市	46人	49人 (相模原市の46人に津久井町2人、相模湖町1人を加えた編入合併特例定数)	49人	49人 (相模原市の46人に津久井町2人、相模湖町1人を加えた編入合併特例定数)	46人	49人	46人	49人
藤野町	14人	1人 (ただし、公職選挙法の規定により、この期間には増員選挙が行えないため、合併後最初に行われる相模原市の一般選挙まで議員は選出されません。)	1人	1人	14人	1人	14人	1人
合計	60人	63人	50人	50人	60人	50人	60人	50人

農業委員会委員	H19.3.11 相模原市と藤野町の合併日		H19.3.19	
	現在の定数	相模原市と藤野町の合併時から相模原市の委員の任期満了までの定数(合併新法適用)	現在の定数	合併新法適用期間経過後(H19.3.20以降)の定数
相模原市	20人	20人 相模原市を区域とする農業委員会	20人	20人 相模原市を区域とする農業委員会
津久井町	16人	16人	16人	16人
相模湖町	10人	10人	10人	10人
藤野町	11人	11人	11人	16人 津久井町、相模湖町及び藤野町を区域とする農業委員会

相模原市・藤野町合併協議会

第6回相模原市・藤野町合併協議会を開催..... 1面

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

第4回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会を開催します... 2面

相模原・津久井地域合併協議会(相模原市・城山町・津久井町・相模湖町)

第4回相模原・津久井地域合併協議会を開催します... 2面